

振替計算ノ為ニスレ郵便貯金ニ付
ヘキ利子ノ割合ハ年三分六厘十文

附則

木令ハ明治三十九年三月一日ヨリ之ヲ
施行ス

外甲九〇

明治三十九年八月廿三日

文

内閣總理大臣印

法制局長官



外務省

大藏省

海軍省

農商務省

司法省

逓信省

郵便省

鐵道省

財政省

陸軍省

軍令部

軍需省

軍械省

軍醫省

軍事省

軍令監

軍令司

軍令課

軍令室

軍令局

軍令課

別紙外務大臣請議、件ヲ審査スルニ
右ハ関東都督府郵便電信局官制、
施行ニ伴ヒ郵便法、郵便爲替法、郵便
貯金法、鐵道船舶郵便法及電信法、

規定準用ノ必要アルニ依リ本案ノ如ク制定セントスルモノニシテ相當，儀ト思考ス依テ請議ノ通閣議決定セラレ可然ト認ム

勅令案

呈案附箋ノ通

參照

●郵便法郵便爲替法鐵道船舶郵便法及電信法ヲ臺灣ニ施行

(明治三十三年八月)

(勅令第三百三十九號)

朕鄭便法郵便爲替法鐵道船舶郵便法及電信法ヲ臺灣ニ施行スルノ件ナ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

郵便法郵便爲替法鐵道船舶郵便法及電信法ハ明治三十三年十月一日ヨリ之ヲ臺灣ニ施行ス

●郵便法郵便爲替法鐵道船舶郵便法及電信法ノ施行ニ關スル件(明治三十三年九月)

明治三十三年勅令第三百三十九號ニ依リ郵便法、郵便爲替法、鐵道船舶郵便法及電信法ヲ臺灣ニ施行セラタルニ付右施行ニ關シテハ特ニ規定スルモノノ外總テ逕信省令及告示ニ依ル

◎韓國ニ於ケル郵便法郵便爲
替法、郵便貯金法、鐵道船舶
郵便法及電信法ノ施行ニ關
スル件

(明治三十九年一月
統監府令第一號)

郵便法、郵便爲替法、郵便貯金法、鐵道船舶郵便
及電信法ノ施行ニ關シテハ特ニ規定スルモノノ外
總テ通信省令及告示ニ依ル

○関東都督府郵便電信局市制
ひらまつせう
かくふゆうびんでんしんきょく

附則

本令ハ明治二年九月一〇三〇之リ施行ス

七九

明治三十九年七月勅令第百九十七號開東都督
府郵便電信局官制來、九月一日より施行セラルニ付
其業務：開レニ郵便法、郵便為替法、郵便貯
金法、鐵道船舶郵便法及電信法ノ規程ヲ準
用スル件：開レニ敕令發布相成候様御取計相
成度別紙敕令案相添此設請閣議候也

明治三十九年八月廿一日

外務大臣子爵林 壇

内閣總理大臣侯爵西園寺公望殿

朕聞宋都督府、劍、便、電、信、及、電、詔、ノ、農、務、ノ、開、レ、御、
便、法、御、便、為、替、法、、劍、便、貯、金、法、鐵、道、船、舶、劍、便、法、
及、電、信、法、ノ、規、定、ラ、准、用、ス、ル、件、ラ、義、可、レ、茲、ニ、之、ラ、公、
布、セ、レ、ル

御名御璽

明治三十九年八月九日

纵努大臣子爵林
莹

勅令第
三百三十九號